

環境報告書

令和7年度版



国立健康危機管理研究機構

Japanese Institute for Health Security

環境報告書の対象範囲（令和7年度時点）

対象組織 国立健康危機管理研究機構

戸山本部キャンパス（西）（国立国際医療センター等）

戸山本部キャンパス（東）（国立感染症研究所）

国府台キャンパス（国立国府台医療センター）

清瀬キャンパス（国立看護大学校）

村山キャンパス（国立感染症研究所村山庁舎）

多摩キャンパス（国立感染症研究所
ハンセン病研究センター等）



戸山本部キャンパス（西）



戸山本部キャンパス（東）



国府台キャンパス
(千葉県市川市)



清瀬キャンパス
(東京都清瀬市)



村山キャンパス
(東京都武蔵村山市)



多摩キャンパス
(東京都東村山市)

対象期間 令和7年4月～令和8年3月

連絡先 住所 東京都新宿区戸山1-21-1

電話 03-3202-7181

URL <http://www.ncgm.go.jp/>

※本環境報告書は、環境報告ガイドライン2018年版（環境省）に準拠して作成しています。

目次

I 国立健康危機管理研究機構の概要

- 1 理事長挨拶
- 2 概況
- 3 沿革
- 4 特色、機能及び活動実績
- 5 組織及び体制

II 環境配慮の基本方針

- 1 基本方針
- 2 目標・計画

III 環境配慮取組実績

- 1 エネルギー資源投入量
- 2 水資源投入量
- 3 紙資源（コピー用紙）購入量
- 4 温室効果ガス排出の抑制のための実行計画の策定
- 5 省エネ対策への取組について

I 国立健康危機管理研究機構の概要

1 理事長挨拶



国立健康危機管理研究機構（NIHFS）は、「感染症その他の疾病に関する調査・研究の実施や医療の提供を通じて安心できる社会の実現に貢献する」というミッションのもと、調査研究、医療、公衆衛生対策を一体的に推進しています。また、世界トップレベルの感染症対策を牽引する「感染症総合サイエンスセンター」として、基礎研究から臨床、疫学、公衆衛生に至る幅広い領域を統合し、最先端の医療と公衆衛生対策を提供することを目指しています。

近年、地球温暖化をはじめとする環境問題は、私たちの健康や社会活動に大きな影響を及ぼしています。気候変動に伴う自然災害の激甚化や新興・再興感染症のリスク増大など、環境と健康はこれまで以上に密接に結び付いています。このような状況の中、国民の生命と健康を守ることを使命とする当機構においても、環境負荷の低減は重要な責務であると認識しています。

当機構では、研究所や病院をはじめとする各施設において、省エネルギーの推進や温室効果ガス排出量の削減、資源の有効活用、廃棄物の適正管理など、環境に配慮した事業運営に取り組んでいます。特に、高度な研究活動や医療の提供には多くのエネルギーを必要とすることから、設備の高効率化や運用改善を進めるとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上にも努めています。

また、NIHFSの強みである4つのCore Functions「感染症インテリジェンス」、「研究開発基盤・ネットワーク」、「高度先進医療」、「人材育成・国際医療協力」を活かし、国内外の関係機関との連携を図りながら、持続可能な社会の実現にも貢献してまいります。サーベイランスや研究活動、人材育成、国際協力を通じて得られた知見を社会に還元し、健康と環境の両立に資する取組を推進していきます。

今後も当機構は、Core Valueである「Global（常に世界的な視野で）」「Resilient（強くしなやかに）」「Innovative（革新的に）」「Integrity（公正かつ誠実に）」「Professional（高度な専門性）」の精神のもと、公共性の高い組織として環境課題への対応に積極的に関わり、安心できる社会の実現と持続可能な未来の創造に貢献してまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国立健康危機管理研究機構
理事長 國土典宏

2 概況（令和8年3月31日時点）

（1）所在地及び環境

【戸山本部キャンパス（西）】

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1

TEL 03-3202-7181（代表）

FAX 03-3207-1038

【戸山本部キャンパス（東）】

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

TEL 03-5285-1111（代表）

FAX 03-5285-1150

【国府台キャンパス】

〒272-8516 千葉県市川市国府台1-7-1

TEL 047-372-3501（代表）

FAX 047-372-1858

【清瀬キャンパス】

〒204-8575 東京都清瀬市梅園1-2-1

TEL 042-495-2211（代表）

FAX 042-495-2758

【村山キャンパス】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1

TEL 042-561-0771（代表）

FAX 042-565-3315

【多摩キャンパス】

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1

TEL 042-391-8211（代表）

FAX 042-394-9092

（2）敷地面積

敷地面積 269,829m²

（戸山本部キャンパス（西）：62,296m² 戸山本部キャンパス（東）：18,123m²

国府台地区：94,434m² 清瀬キャンパス：48,065m² 村山キャンパス：29,750 m²

多摩キャンパス 17,161m²）

(3) 建築面積・延床面積

建築面積 78,284m²

延床面積 287,698m²

(内訳)

戸山本部キャンパス（西）：139,151m²

・中央棟73,492m² ・第2外来棟10,134m² ・研究所11,284m²
・国際医療協力研修センター10,280m² ・その他33,961m²

戸山本部キャンパス（東）：31,896m²

・研究庁舎31,555m² ・その他341m²

国府台キャンパス：59,490m²

・一般病棟12,711m² ・精神科病棟2,230m² ・外来管理治療棟14,318m²
・肝炎・免疫研究センター5,359m² ・その他24,872m²

清瀬キャンパス：25,383m²

・本館棟17,628m² ・体育棟3,716m² ・研修棟2,834m²
・福利棟786m² ・その他420m²

村山キャンパス：25,819m²

・6号棟7,181m² ・9号棟4,671m² ・1号棟3,280m²
・その他10,687m²

多摩キャンパス：5,959m²

・第三研究棟1,466m² ・第二研究棟1,329m² ・その他3,164m²

3 沿革

(1) 旧・国立国際医療研究センター

平成 5 年 1 0 月 国立国際医療センター発足

(国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合)

平成 9 年 4 月 エイズ治療・研究開発センター開設

平成 1 3 年 4 月 国立看護大学校開設

平成 1 5 年 4 月 特定感染症指定医療機関に指定

平成 1 6 年 1 0 月 国際疾病センター開設

平成 1 7 年 4 月 国立看護大学校研究課程部開設

平成 1 8 年 1 0 月 国際臨床研究センター開設

平成 2 0 年 4 月 国立精神・神経センター国府台病院を統合

平成 2 2 年 4 月 独立行政法人国立国際医療研究センターに組織改編

平成 2 2 年 1 0 月 3 次救命救急センター設置

平成 2 4 年 5 月 国際疾病センターを国際感染症センターと改称

国際臨床研究センターを臨床研究センターと改称

平成 2 4 年 1 1 月 センター病院が特定機能病院に承認

平成 2 7 年 4 月 国立研究開発法人国立国際医療研究センターと改称

平成 2 8 年 4 月 東京都がん診療連携拠点病院に指定

平成 2 8 年 5 月 人間ドックセンター開設

平成 2 9 年 2 月 国府台病院が地域医療支援病院に承認

平成 2 9 年 4 月 地域がん診療連携拠点病院に指定

令和 7 年 4 月 国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合
され国立健康危機管理研究機構が発足

(2) 旧・国立感染症研究所

昭和22年	5月	予防衛生研究所として、東京大学附属伝染病研究所 (現医科学研究所) 庁舎内に発足
昭和30年	3月	品川区上大崎に移転
昭和36年	3月	武蔵村山市に村山庁舎を新築
平成4年	10月	品川区から新宿区戸山へ移転
平成9年	1月	ハンセン病研究センター(旧国立多摩研究所)を合併
平成9年	4月	国立感染症研究所に名称変更
平成21年	4月	インフルエンザウイルス研究センターが発足
平成27年	8月	村山庁舎のBSL4実験施設が国内で初めて法律に基づき 特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣の指定 を受ける。
平成29年	4月	薬剤耐性に関する包括的なシンクタンク機能を担う組 織として薬剤耐性研究センターが新設
令和2年	4月	感染症危機管理研究センターが設置
令和3年	4月	実地疫学研究センターが新設
令和7年	4月	国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合 され国立健康危機管理研究機構が発足

4 特色、機能及び活動実績

感染症をはじめとする健康危機に対して安心できる社会を実現する

7つの事業部門+DMAT

(1) 国立国際医療センター（特定機能病院）

感染症（新興・再興感染症、HIV、肝炎等）から糖尿病・代謝性疾患をはじめとする慢性疾患や難病、がん診療への対応に至るまで、高度先進的な医療を行っています。受け入れ救急患者数が都内随一であるなど、救急医療にも力を入れています。国際医療協力においては外国からの医師、看護師等の教育訓練や、訪日・在日外国人の診療に取り組んでいます。さらに、卒後教育機関として、研修医、レジデント、看護師等の初期教育や卒後教育にも積極的に取り組んでいます。

(2) 国立感染症研究所（研究所）

感染症に関する情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発機能、人材育成・国際協力機能において、公衆衛生学的研究、病原体の分離や構造・機能解析及び感染免疫学的解析や病態解析を含む感染症基盤研究、検査診断技術・治療薬・ワクチン等の開発研究、品質管理やバイオセーフティ等の研究など、幅広い視点から多種多様な感染症への対応を可能とする先進的感染症研究を推進しています。

(3) 国立国府台医療センター（総合病院）

地域と信頼関係を築きながら、安心できる質の高いチーム医療を提供しています。さらに、こころの健康を支え、子どもから大人まで安心して相談できる体制を整備しています。併設する肝炎・免疫研究センターでは、肝炎・免疫などを主体とした疾患の調査、研究、研修を国内外に提供する役割を担っています。

(4) 国立看護大学校

看護職の養成機関として、学士課程（看護学）を設置しています。「心と心が通い合う、人間的な看護」というヒューマンケアの理想を基盤に、グローバル社会に対応できる人材を育成します。

健康危機管理と政策医療を担う、JIHS 及び国立高度専門医療研究センターで求められる高度な実践、研究能力を身につけ、先端医療や国際医療協力の現場でも活躍できる看護師、助産師を育成しています。看護学研究科における前期課程（修士）・後期課程（博士）の教育や、現職の看護職等を対象とした専門的な研修など、現任教育も行っています。

（５）国立国際医療研究所（研究所）

医療分野における国際貢献の拠点研究部門の中核として、国際協力を必要とする医療分野の研究を推進しています。低・中所得国を中心とする諸外国との国際研究協力や、感染症や栄養障害等の喫緊の課題となっている疾患に関する基礎・臨床研究を病院・国際医療協力局と共同で推進しています。また、国内外の研修生を受け入れながら国際的な医療研究の人材育成にも貢献しています。

（６）臨床研究センター（臨床研究）

新たな治療法を速やかに患者へ届けることができるように企業治験に積極的に取り組むとともに、医療現場における様々なアンメット・ニーズを拾い上げ、医師主導治験を通してその実装に取り組んでいます。治療薬開発に加えて、ワクチン、検査法の開発など幅広いテーマの研究について、その企画から実施まで、多角的な視点で支援を行っています。

（７）国際医療協力局（国際協力）

世界の国の人々が格差なく健康に暮らせる社会を目指し、医療・保健衛生の向上を推進するため、厚生労働省、外務省、JICA、WHOなどの国内外の機関と連携して、グローバルヘルスに関する様々な活動を実施しています。国際社会においてSDGs（持続可能な開発目標）やUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の推進が重視される中、分野横断的で包括的なアプローチによる国際保健医療協力を展開しています。

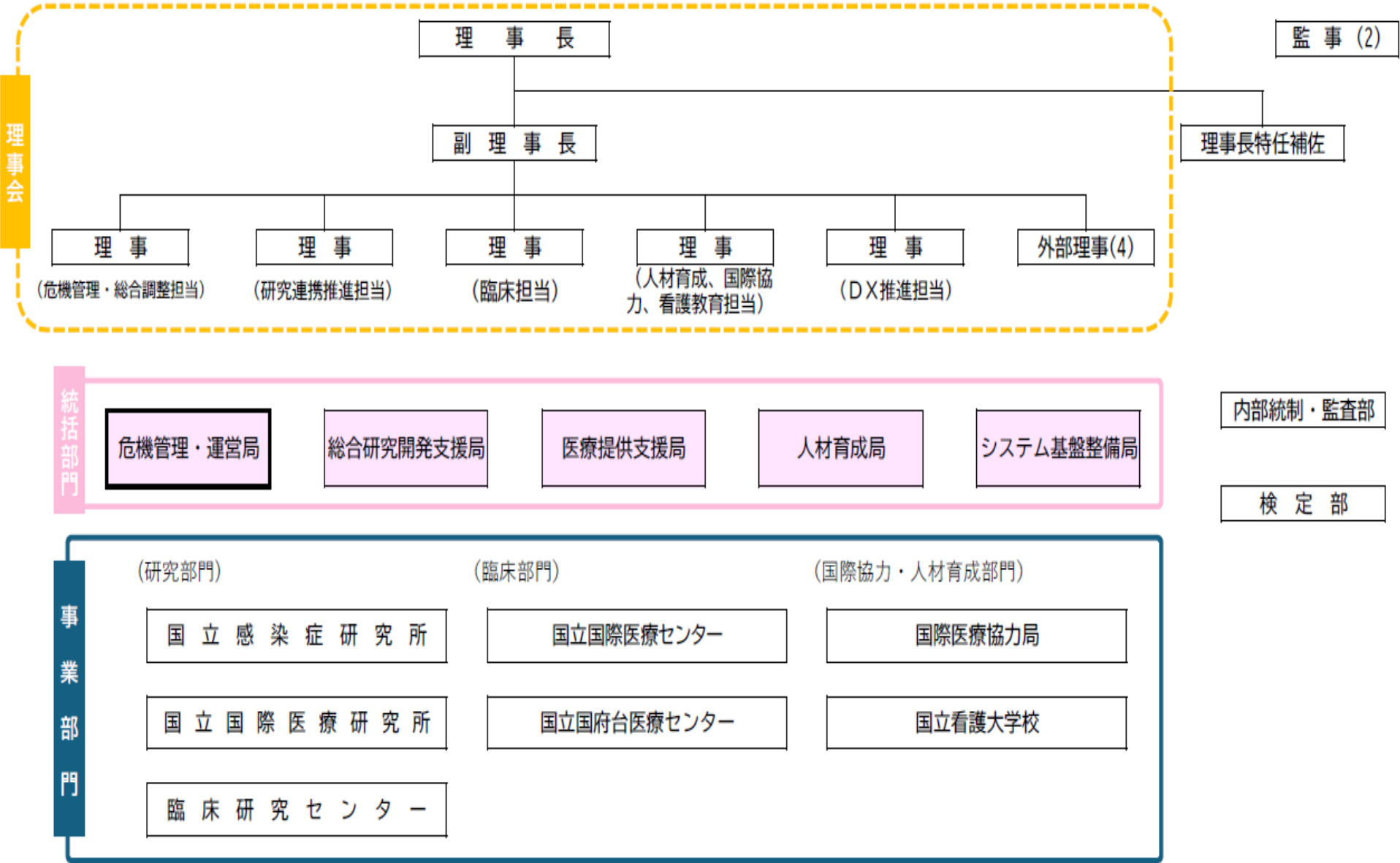
（８）DMAT事務局

（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）

DMATは、医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模な災害や事故などの現場で急性期（概ね48時間以内）から活動できる機動性を持った災害派遣医療チームです。DMAT隊員は主に日本全国のDMAT指定医療機関に所属しています。JIHSは、厚生労働省からの委託を受けてDMAT事務局を運営しています。

5 組織及び体制

国立健康危機管理研究機構組織図



Ⅱ 環境配慮の基本方針

1 基本方針

(1) 省エネルギーの推進

- ※エアコンは、適正な設置温度を保ちます。

- 例) 患者エリア：26℃程度 執務室エリア：28℃程度

- ※温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネルギーに積極的に取り組みます。

(2) 省資源化の推進

- ※コピー用紙の再利用を推進します。

- ※全職員が、節水、節電に努めます。

(3) 廃棄物の適正管理（リサイクル、リユース）・減量化の推進

- ※びん、カン、ペットボトル、新聞等のゴミの分別を徹底します。

- ※医療廃棄物及び一般廃棄物の適正な管理に努めます。

2 目標・計画

(1) 環境物品の調達（グリーン購入法）の目標達成に努めます。

(2) 地球温暖化対策に努めます。

(3) 省エネルギー・省資源化を推進し、環境負荷の低減に努めます。

- ※軽装（クールビズ）および保温性の高い服装(ウォームビズ)の励行

- ※昼休み時間の一斉消灯

- ※紙資源の節減・ペーパーレス会議の励行

- ※エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）の取組

(4) 温室効果ガスの排出抑制に努めます。

- ※具体的な対策を盛り込んだ自主行動計画を策定し、令和7年度から令和11年度までの5年間における排出量について、総量削減義務50%の達成に向けて取り組んでいます。

Ⅲ 環境配慮取組実績

1 エネルギー資源投入量

エネルギー資源の投入量については、6事業場の使用実績データを収集しています。

引き続き冷暖房の適切な温度設定を行うなど、3事業場において今後もさらに適正な運転を進め、一層の省エネルギーに取り組み、地球温暖化の抑制に貢献していけるよう努めてまいります。

【エネルギー使用量（熱量換算：単位GJ）】

	令和7年度
電力	491,249
都市ガス等	203,156
合計	694,405

2 水資源投入量

水資源の投入量については、6事業場の使用実績データを収集しています。

戸山地区において令和2年度より空冷チラーの運転を増やし冷温水発生機の使用を削減する取組を継続することで、クーリングタワーの水道使用量の削減を図っています。

今後も更なる節水に取り組み、地球温暖化の抑制に貢献していけるよう努めてまいります。

【水道使用量（単位千m³）】

	令和7年度
上水道	270

3 紙資源（コピー用紙）購入量

当機構は事業規模が大きく、そのため年間に使用するコピー用紙等も大量となります。このため、会議資料の両面印刷の推奨など印刷物等の見直しや会議の統合・削減、ペーパーレス会議の導入等を行い紙資源の削減に努めております。

引き続き上記の取組を継続し、紙資源の削減につながるよう努めてまいります。

【コピー用紙購入量】

	令和7年度
重量（kg）	90,872
枚数	22,711,000

※上記のデータは購入量ベースで把握したものであり、実際の使用量だけではなく在庫分も含んでいます。

4 温室効果ガス排出抑制のための行動について

国立健康危機管理研究機構においては、「地球温暖化対策計画書」（以下、「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。

- 温室効果ガス削減の目標達成の為の排出抑制対策
令和11年度までに温室効果ガスの総排出量を排出上限量に対して総量削減義務50%の達成に向けて各事業場の実状に応じて以下の排出抑制対策に取り組んでいます。

【実行計画に定める排出抑制対策】

（1） 資産やサービスの購入・仕様に当たっての配慮

①自動車の効率的利用

- 燃費を把握調査をきめ細かく実施します。
- アイドリング・ストップを励行します。
- 有料道路を利用する自動車は、ETC車載器を設置します。
- 定期的な自動車の点検、整備の励行を図ります。
- 可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用します。

②エネルギー消費効率の高い機器の導入

- OA機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替えるよう努めます。また、洗浄便座については省エネルギーモード、季節毎に温度設定を変更し、使用面での改善を図ります。

③再生紙等の再生品の活用

- コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を推進します。
- 再生材料から作られた物品など温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進します。

④HFCの代替物質を使用した製品の購入、使用の促進等

- 施設内の冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、可能な限りHFC代替物質を使用した製品や、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努めます。
- ※HFC：ハイドロフルオロカーボン。フロン代替物質としてエアコン等の冷却剤などに用いられるが、強い温室効果を持つ。

⑤温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の選択

- 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベース等を活用し、可能な限り温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の調達を推進します。
- 現に使用しているボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出量が相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう努めます。
- 省エネルギー診断の結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために、可能な限り省エネ設備・機器の導入、改修の実施に努めます。

⑥製品の長期使用

- 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、可能な限り再使用に努めます。

⑦エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

- 施設内の自動販売機については、エネルギー消費のより少ない機種への更新を促し、設置台数の適正な配置を行います。

(2) 建物の建築、管理等に当たっての配慮

①既存の建物における省エネルギー対策の推進

- 既存の建物については、エネルギー使用状況の診断を実施するよう努めることとし、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化が図られる設備・機器の導入、設備改修を行います。

②温室効果ガスの抑制に資する建設資材の選択の推進

- 建築物の断熱性向上のため、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進します。
- 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど設備におけるエネルギー損失の逡減に努めます。
- 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討します。

③温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- 空調設備については、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り高効率エアコンなど温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に努めます。

④エネルギー有効利用

- 費用について考慮しつつ、状況に応じてエネルギー使用の合理化を図ることができる設備の導入に努めます。

⑤その他

- 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプ、送風機等については、インバータ装置の導入に努めます。
- エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調等の自動制御設備について規模・用途に応じて導入を検討します。
- 照明器具に反射板タイプを採用し、照度の向上に努めます。
- 屋外照明器具は、照明効率の高い適切なものを選定します。

(3) 職員に対する情報提供の推進

- 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取組について、情報提供を行います。
- 職員からCO₂削減、省エネルギーに資するアイデアを募集し、効果的なものを実行に移すよう努めます。

5 省エネ対策への取組について

世界的に地球温暖化対策が求められている中で、京都議定書の締結（平成14年6月）により、我が国でも温室効果ガスの6%削減が義務付けられており、また、平成21年4月に省エネ法改正法も施行されました。

このような状況を踏まえ、国立健康危機管理研究機構では、温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネ対策に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

また、昨今の原油価格をはじめとしてエネルギー関連価額の高騰により、水道光熱費などのエネルギー関連経費が増加しているため、エネルギー使用量を抑える省エネルギー対策の取組も必要であると考えています。

【国立健康危機管理研究機構における環境配慮に係る取組の紹介】

- 昼休み時間（12:00～13:00）に執務室を消灯します。
- エレベーターの利用を控え、階段を利用します。
（2up3down運動）
- 時間外、人のいないエリアの消灯やエアコンのOFFをこまめに行います。また、人感センサー等を導入します。
- 業務に支障を来さない範囲で照明の間引きを行います。
- 業務終了時は、パソコン、プリンター、コピー機の電源OFFを確認し帰宅します。
- 夏季は軽装をし、風通しの良い部屋についてはエアコンの使用を控えます。（エアコンよりも窓からの自然風を取り入れられるようレイアウトの変更）
- 冬季は保温性の高い服装をし、エアコンの使用量を抑制します。
- 冷暖房は適正な温度設定に保ちます。
- コピー用紙はリサイクルコピーペーパーを購入します。
- 両面コピーを励行します。
- ペーパーレス会議を励行します。
- LED照明器具への更新を行っております。